

西知多医療厚生組合予算決算会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月6日

西知多医療厚生組合管理者 宮 島 壽 男

西知多医療厚生組合規則第3号

西知多医療厚生組合予算決算会計規則の一部を改正する規則

西知多医療厚生組合予算決算会計規則（平成22年西知多医療厚生組合規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第173条の3」を「第173条の6」に改める。

第100条中「第243条の2の2第1項後段」を「第243条の2の8第1項後段」に改める。

第101条を削る。

第102条の見出し中「徴収又は収納を委託した私人」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第1項中「前条の規定により徴収又は収納を委託した私人に携行させるため、本人の住所、氏名、年齢、性別、委託に係る歳入及び委託の内容」を「法第292条において準用する法第243条の2第1項の規定による歳入等（法第231条の2の2に規定する歳入等をいう。以下同じ。）の収納に関する事務の委託をしたときは、当該委託をした事務の内容及び当該事務に係る歳入等」に改め、「証票を」の次に「指定公金事務取扱者（法第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者をいい、歳入等の収納に関する事務の委託を受けた者に限る。以下同じ。）に」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、管理者が特に必要がないと認める場合は、この限りでない。

第102条第2項を削り、同条を第101条とする。

第103条中「徴収又は収納の委託を受けた者は、」を「指定公金事務取扱者は、その」に、「歳入を納付書又は現金払込書により」を「歳入等を、その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて」に改め、同

条を第102条とする。

第104条及び第105条を削り、第106条を第103条とする。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に徴収又は収納の委託を受けた者が行う歳入の払込みについては、なお従前の例による。